

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習を次のとおり指定したので、公示する。

厚生労働大臣 根本 匠

定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号。以下「講習省令」という。）第二条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

講 習	実 施 機 関	時 間	指 定 年 月 日
キヤリアコンサル タント更新専門研 修【知識講習】	北海道労働局	九	平成三十一年 四月一日

第三条 講習省令第二条第一項の規定に基づき、規則第四十八条の十七第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習は、次の表に掲げるとおりとする。

[illegible]

講 習	実施機関の名称	科 目	時 間	指 定 年 月 日
キャリアコンサルタント更新講習 (技能Ⅰ)	三重労働局	1から4まで	14	平成三十一年四月一日
キャリアコンサルタント更新講習 (技能Ⅱ)	三重労働局	1から5まで	14	平成三十一年四月一日

[illegible]

キャリアアップ 研修 （技能Ⅲ）	山形労働局	8 26 まで から	七	平成 四年 四月 三十 日一
キャリアアップ 研修 （技能Ⅲ）	山口労働局	8 26 まで から	七	平成 四年 四月 三十 日一
キャリアアップ 研修 （技能Ⅲ）	石川労働局	4 1 まで から	一 二	平成 四年 四月 三十 日一
キャリアアップ 研修 （技能Ⅲ）	埼玉労働局	4 1 まで から	一 二	平成 四年 四月 三十 日一
キャリアアップ 研修 （技能Ⅲ）	石川労働局	5 21 まで から	一 三	平成 四年 四月 三十 日一
キャリアアップ 研修 （技能Ⅲ）	埼玉労働局	5 21 まで から	一 三	平成 四年 四月 三十 日一
キャリアアップ 研修 （技能Ⅲ）	石川労働局	8 26 まで から	七	平成 四年 四月 三十 日一
キャリアアップ 研修 （技能Ⅲ）	埼玉労働局	8 26 まで から	七	平成 四年 四月 三十 日一